

新型コロナウイルス感染症に伴う「電話診療での処方箋発行」について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、厚生労働省の通達に基づき、**定期的**に**受診されている患者さん**については電話による診療および処方箋の発行を行っております。

お薬については、原則、院外処方とし、処方箋については当院からご希望の薬局に直接郵送いたします。また、電話での診療については、**予約日の診療時間内のみ**の対応となります。

【対象となる場合】

慢性疾患等で**当院に定期的**に**受診**している患者さんで、医師が、電話での診療で**これまでの慢性疾患**及び**合併症に対する処方について可能と判断した場合**

下記の場合は、**電話診療での処方箋の発行を行えない場合**があります。

- * 主治医が、対面での診療を必要と判断した場合
- * 急性疾患に対する処方を希望する場合
- * 新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合（発熱や、体調不良、感染者との濃厚接触がある場合等）

【電話での診療および処方箋発行の流れ】

（診察券、予約票、お薬手帳をお手元にご準備ください）

- ① 予約日の診療時間内に当院に電話（0766-74-1900）をいただき、「**電話での診療・処方の希望**」と「**予約診療科**」をお伝えください
- ② 予約診療科の担当窓口にお電話がつながりましたら、次の内容をお伝えください。内容を確認させていただき、医師より折り返しお電話いたします。
「お名前」「診察券の番号」「薬の受け取りを希望される薬局名」「常時連絡の取れる電話番号」
- ③ 医師より折り返しお電話がありましたら、電話での診療となります。医師が処方可能と判断した場合、処方箋を発行いたします。
- ④ 発行された処方箋を当院より希望された薬局に直接 FAX 及び郵送いたします。
- ⑤ 希望された薬局でお薬をお受け取りください。（受け取りの方法については、希望された薬局にお問い合わせください）